

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

〔略称・建災防滋賀県支部〕

令和4年度 技能講習・特別教育等ご案内

※法令等の改正により日程・内容等が一部変更になる場合があります。

各技能講習・教育の申込方法

1. 技能講習・教育の実施期間

令和4年4月～令和5年3月実施分

2. 申込方法

窓口

〔会 員〕 滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講料とテキスト代を添えて提出。

〔非会員〕 建災防滋賀県支部窓口へ申込書と受講料とテキスト代を添えて提出。

郵 送

受講料とテキスト代をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部まで郵送。

(1) F A Xでの申込み受付はしていません。必ず、窓口及び郵送でお申込みください。

(2) 各講習とも講習初日の10日前（営業日）までに所定の申込書に必要事項を記入の上受講料とテキスト代を添えてお申込みください。

振込口座 滋賀銀行本店（普）755278 / 名 義 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部 宛

3. 申込書・案内書

協会HP〔<https://www.yumeken.or.jp/>〕からダウンロードが可能になりました。

また、建災防滋賀県支部及び下記協会各支部にて申込書も配布させていただきます。

建災防滋賀県支部

検索

4. 申込キャンセル

・申込キャンセルに伴う受講料とテキスト代の返金は出来ませんので、ご了承ください。

5. 都合により日程及び会場を変更、もしくは定員を大幅に下回る講習は、中止する場合がありますので 予めご了承ください。

建設業労働災害防止協会 滋賀県支部 〔建災防滋賀県支部〕

〒520-0801

滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館
TEL 077-522-3232/FAX 077-522-7743

一般社団法人 滋賀県建設業協会 大津支部 〒520-0042 大津市島の関 1 2-2 Tel 077-522-6113/Fax 077-522-6115	一般社団法人 滋賀県建設業協会 湖南支部 〒520-3024 栗東市小栴 7-8-20 Tel 077-552-3837/Fax 077-553-7100	一般社団法人 滋賀県建設業協会 甲賀支部 〒528-0036 甲賀市水口町東名坂287-2 Tel 0748-62-1030/Fax 0748-62-6556	一般社団法人 滋賀県建設業協会 東近江支部 〒527-0021 東近江市八日市東浜町1-5 八日市商工会議所 3F Tel 0748-22-2120/Fax 0748-24-0013
一般社団法人 滋賀県建設業協会 彦根支部 〒522-0231 彦根市極楽寺町上箱 4-1 Tel 0749-28-8130/Fax 0749-28-2221	一般社団法人 滋賀県建設業協会 長浜支部 〒526-0845 長浜市小堀町 2 2 2 Tel 0749-63-5161/Fax 0749-63-5125	一般社団法人 滋賀県建設業協会 伊香支部 〒529-0234 長浜市高月町柏原 4 2 0 Tel 0749-50-6608/Fax 0749-50-6610	一般社団法人 滋賀県建設業協会 高島支部 〒520-1622 高島市今津町中沼 1-5-2 Tel 0740-22-2241/Fax 0740-22-4704

1. 足場の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教育機関 第滋2号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
第1回 5月26日(木)～ 27日(金)	つり足場(ゴンドラ のつり足場を除く) 張出し足場又は5 m以上の構造の足 場の組立て、解体 又は変更の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 ※上記の資格を満たすため、平成29年7月1日以降の期間を作業経験に含む場合は 「足場の組立て等の業務に係る特別教育」修了証等(写し)を添付してください。 【当該作業とは】 足場の組立て、解体または変更に関する作業	9,350	会 員	
第2回 8月31日(水)～ 9月1日(木)				1,370	10,720
第3回 11月30日(水)～ 12月1日(木)				1,870	11,220

2. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(全科目)

<滋賀労働局長登録教育機関 第滋15号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
6月29日(水)～ 7月1日(金)	掘削面の高さが2m 以上となる地山の掘 削(ずい道及びたて 抗以外の抗の掘削を 除く。)の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、もしくは腹おこしの 取付け、もしくは取りはずしに関する作業	15,400	会 員	
				2,410	17,810
				2,910	18,310

2-2. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者(一部免除)

<滋賀労働局長登録教育機関 第滋15号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
(一部免除者) 7月1日(金)	掘削面の高さが2m 以上となる地山の掘 削(ずい道及びたて 抗以外の抗の掘削を 除く。)の作業	①土木施工管理技士取得者(1級または2級) 下の②③のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ②満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ③満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (③については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり、もしくは腹おこしの 取付け、もしくは取りはずしに関する作業	7,340	会 員	
				2,410	9,750
				2,910	10,250

3. 型枠支保工の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教育機関 第滋3号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
6月1日(水)～ 2日(木)	型枠支保工(支柱、 はり、つなぎ、筋か い等の部材により構 成され、建設物にお けるスラブ、けた等 のコンクリートの打 設に用いる型枠を支 持する仮設の設備) の組立て又は解体の 作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業	9,350	会 員	
				1,710	11,060
				2,210	11,560

4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

<滋賀労働局長登録教育機関 第滋49号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
8月17日(水)～ 18日(木)	建築物の骨組み、又 は塔であって、金属 製の部材により構成 されるもの(その高 さが5m以上である ものに限る。)の組 立て、解体又は変更 の作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの 組立て、解体又は変更の作業	9,350	会 員	
				1,590	10,940
				2,090	11,440

5. 木造建築物の組立て等作業主任者 ※この講習はCPDS対象外です

<滋賀労働局長登録教育機関 第滋46号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
10月4日(火)～ 5日(水)	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業	下の①②のどちらかに該当する者 ※要事業主証明 ①満21歳以上のもので当該作業に関し3年以上の実務経験者 ②満20歳以上のもので大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し2年以上の実務経験者 (②については、一般専門学校除く) ※上記の実務経験年数は年少則の関連から満18歳以上からの経験になります。 【当該作業とは】 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取付けの作業	9,350	会 員	
				1,240	10,590
				非会員	
				1,740	11,090

安全衛生教育 等

実施場所／大津市(滋賀県建設会館)にて

職長・安全衛生責任者教育 14時間コース (2つの資格の修了証が同時に取得できます。)

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
第1回 6月8日(水)～ 9日(木)	建設業の各事業場(職長)、統括安全衛生責任者を選任すべき作業所における関係下請負人(安全衛生責任者)	新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の関係下請負人より新たに選任された安全衛生責任者	13,620	会 員	
第2回 8月4日(木)～ 5日(金)				1,830	15,450
第3回 10月12日(水)～ 13日(木)				非会員	
第4回 11月24日(木)～ 25日(金)				2,330	15,950

職長・安全衛生責任者能力向上教育 7時間コース

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
9月7日(水)	職長・安全衛生責任者等で能力向上教育を要する者	職長・安全衛生責任者教育を受講後、概ね5年経過した方、又は機械設備等に大幅な変更があった場合	8,160	会 員	
				580	8,740
				非会員	
				1,080	9,240

施工管理者等のための足場点検実務者研修 4時間コース

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
9月14日(水)	足場について作業開始前の点検・組立、変更、悪天候等後における点検等	現場の施工管理者等で十分な知識、経験を有する者	5,980	会 員	
				1,240	7,220
				非会員	
				1,740	7,720

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）（全科目：11時間）もしくは（科目免除：10時間） <滋賀労働局長登録教育機関 滋石第1号>

講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
第1回 4月20日(水)～ 21日(木)	建築物の解体または 改修作業を行う際に、 対象建築物の石綿等 使用有無についての 事前調査をする者 (令和5年10月1日以 降は有資格者による事 前調査が義務化)	下の①～⑦のいずれかに該当する者※要事業主証明 ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者 ②学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、③において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者 ③学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（②に該当する者を除く。） ④学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者 ⑤建築に関して11年以上の実務の経験を有する者 ⑥労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者 ⑦第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者 【科目免除を希望される方】 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者 ※「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講及び修了考査が免除されます	39,600	全科目コース	
第2回 6月15日(水)～ 16日(木)				会 員	
第3回 9月21日(水)～ 22日(木)				4,630	44,230
第4回 10月19日(水)～ 20日(木)				非会員	
第5回 11月1日(火)～ 2日(水)				5,140	44,740
第6回 12月7日(水)～ 8日(木)				科目免除コース	
第7回 令和5年 1月25日(水)～ 26日(木)			36,000	会 員	
				4,630	40,630
				非会員	
				5,140	41,140

特 別 教 育

実施場所／大津市(滋賀県建設会館)にて

足場の組立て等特別教育 6時間

回数	講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
1	8月24日(水)	足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に従事する者。 (地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く)	満18歳以上の者	7,140	会 員	
2	令和5年 2月8日(水)				400	7,540
					非会員	
					900	8,040

フルハーネス型安全帯使用作業 6時間

回数	講習日	作業の内容又は選任の基準	受講資格又は対象者	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)
1	5月12日(木)	高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで、墜落制止器具のうちフルハーネス型安全帯を用いて行う作業に従事する者	満18歳以上の者	8,870	会 員	
2	11月16日(水)				400	9,270
					非会員	
					900	9,770

助 成 金 に つ い て

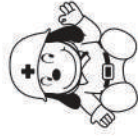
下記の技能講習及び特別教育について助成金を活用される方は、受講申込時にお申し出ください。

記

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ 足場の組立て等特別教育
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

■お問い合わせ先

・ 建災防滋賀県支部事務局（TEL077-522-3232） ・ 滋賀労働局 職業安定部 職業対策課（TEL077-526-8686）



令和4年度技能講習・特別教育等年間計画一覧

講 習 名	令和4年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年		1月	2月	3月
足場の組立て等 作業主任者				26・27			31・1			30・1						
地山の掘削及び土止め支保工 作業主任者					29・30・1 (全) 1 (免)											
型枠支保工の組立て等 作業主任者					1・2											
建築物等の鉄骨の組立て等 作業主任者							17・18									
木造建築物の組立て等 作業主任者									4・5							
職長・安全衛生教育 責任者					8・9		4・5		12・13	24・25						
職長・安全衛生責任者 能力向上教育								7								
施工管理者等のための 足場点検実務者研修								14								
建築物石綿含有建材 調査者講習（一般）		20・21			15・16			21・22	19・20	1・2	7・8	25・26				
足場の組立て等 特別教育							24								8	
フルハーネス型安全帯 使用作業特別教育				12						16						

※(全)は全科目、(免)は一部免除です。